

付 議 第 3 号

損害賠償の額の決定に関する議案に係る意見聴取に関する議案

令和2年9月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



2高政企第132号
令和2年9月2日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和2年9月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和2年9月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求める。

記

- 1 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 2 損害賠償の額の決定に関する議案

別紙

第 号

損害賠償の額の決定に関する議案

損害賠償の額を次のとおり求める。

令和2年9月24日提出

高知県知事 濱田 省司

1 損害賠償の額

7,770,793円

2 事件の概要

平成29年12月5日午前8時30分頃、高岡郡中土佐町久礼2034番地1先の路上において、公務中の県職員が運転する同人所有の普通乗用自動車が相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、人身及び車両に損害を与える事故が発生した。

この事故は、県において損害賠償を要すると認められるので、治療費、通院交通費、休業補償費、慰謝料及び後遺障害による損害について適正額を算出し、その金額を損害賠償の額として決定する。

3 損害賠償の相手方

当該事故の当事者

4 その他

当該事故については、車両に係る損害として損害賠償の額154,749円について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成30年6月14日に専決処分を行っている。

参考資料 1

損害賠償の額の決定に関する議案説明

平成29年12月5日午前8時30分頃、高岡郡中土佐町久礼2034番地1先の路上において、公務中の県職員が運転する同人所有の普通乗用自動車が相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、人身及び車両に損害を与えた事故については、県において損害賠償を要すると認められるので、治療費、通院交通費、休業補償費、慰謝料及び後遺障害による損害について適正額を算出し、その金額を損害賠償の額として決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、県議会の議決を求めるものである。

参考資料2

令和2年9月
小中学校課

損害賠償の額の決定に関する議案について

1. 議案概要

平成29年12月5日に高岡郡中土佐町久礼2034番地1先路上において発生した事故について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額の決定について県議会の議決を求めるもの。

2. 事故の概要

(1) 発生状況

高知県教育委員会事務局小中学校課の職員が、中土佐町教育委員会の校長ヒアリング用務を行うため、自家用車を運転し、時間調整のためコンビニに入ろうとした際に、注意が不十分なまま右折し、直進してきた相手方車両と衝突したもの。（県の過失割合90%）

(2) 物的損害について

物的損害に対する損害賠償については、既に損害賠償額の専決処分（※）がなされており示談済（154,749円を支払い済）

※ 地方自治法第180条第1項の規定によって知事が専決処分できる事項（平成30年6月14日専決）

3. 損害賠償の額について

人的損害に対する損害賠償額として、①高知労働局から相手方に給付された労災保険（5,493,980円／通勤災害に認定）と、②相手方の任意保険会社から支給された人身傷害補償保険金（3,140,235円）を対象に、治療費、通院交通費、休業補償費、慰謝料、後遺障害による損害について、県責任分の7,770,793円を支払うもの。

〔内訳〕

○傷害による損害

治療費	1,306,777円	①+②
通院交通費	322,792円	
休業補償費	4,706,045円	
慰謝料	784,560円	

○後遺障害による損害

逸失利益	1,114,041円	②
慰謝料	400,000円	
計	8,634,215円	

県の損害賠償額（計×90%） 7,770,793円